

亀山市の業務範囲（令和7年4月1日以降）

改正前		都市計画区域内			都市計画区域外		
		延床面積			延床面積		
		～200m ²	200～500m ²	500m ² ～	～200m ²	200～500m ²	500m ² ～
木造	3階以上	県	県	県	県	県	県
	2階	市※1	市※1※2	県	不要※3	不要※2※3	県
	1階	市※1	市※1※2	県	不要※3	不要※2※3	県
木造 以外	3階以上	県	県	県	県	県	県
	2階	県	県	県	県	県	県
	1階	市※1	県	県	不要※3	県	県

改正後		都市計画区域内				都市計画区域外			
		延床面積				延床面積			
		～200m ²	200～300m ²	300～500m ²	500m ² ～	～200m ²	200～300m ²	300～500m ²	500m ² ～
木造	3階以上	県	県	県	県	県	県	県	県
	2階	市※1	市※1※2※4	県	県	市※1	市※1※2※4	県	県
	1階	市※1	市※1※2※4	県	県	不要※3	市※1※2※4	県	県
木造 以外	3階以上	県	県	県	県	県	県	県	県
	2階	県	県	県	県	県	県	県	県
	1階	市※1	県	県	県	不要※3	県	県	県

※1 県の許可（建築基準法第43条第2項第二号許可等）が必要な場合は県

※2 特殊建築物の場合は県

※3 土砂災害特別警戒区域の場合は県

※4 高さが16m超の場合は県

 確認の特例の範囲（建築士が設計した場合に限る）

 新たに構造等の審査が必要になった部分

 新たに限定特定行政庁の管轄となった部分